

鈴鹿市公告第 2 号

森林経営管理法（平成 3 0 年法律第 3 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、経営管理
権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 6 年 1 月 1 2 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	森林の所在	地番	面積 (ha)	経営管理権の存続期間 (終期)	備考
集 5-1	大久保町字南谷	2382	0. 53	15 年 (2039. 3. 31)	
集 5-2	大久保町字菅岡	2334	0. 94	15 年 (2039. 3. 31)	
	大久保町字菅岡	2366			
	大久保町字南谷	2370			
	大久保町字南谷	2371			
集 5-3	大久保町字南谷	2372	1. 09	15 年 (2039. 3. 31)	
	大久保町字南谷	2373			
	大久保町字南谷	2383			
	大久保町字菅岡	2339	3. 40	15 年 (2039. 3. 31)	
	大久保町字菅岡	2354			
	大久保町字菅岡	2355			
	大久保町字菅岡	2357			
	大久保町字菅岡	2360-1			
	大久保町字菅岡	2361-1			
	大久保町字菅岡	2362-1			
	大久保町字菅岡	2363			

集 5-3	大久保町字南谷	2368	0.72	15 年 (2039. 3. 31)	面積については、集 5-3 の一部 と集 5-4 を 合算
	大久保町字南谷	2369			
集 5-4	大久保町字南谷	2367-1			
	大久保町字南谷	2367-2			
集 5-6	大久保町字菅岡	2358-1	1.55	15 年 (2039. 3. 31)	
	大久保町字菅岡	2359			
	大久保町字菅岡	2360			

2 縦覧場所

鈴鹿市産業振興部農林水産課

鈴鹿市ホームページ (<https://www.city.suzuka.lg.jp/>)

3 権利の設定

本公告により、鈴鹿市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上